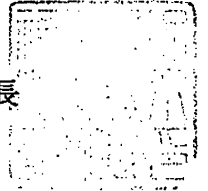


社会福祉法人 恵徳会 理事長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(介護保険課監査指導第一係)



社会福祉法人等指導監査の結果について (通知)

さきに社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第1項及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条第2項の規定に基づく監査を下記のとおり実施しましたが、その結果、別紙のとおり是正及び改善を要する事項が認められましたので、現地において職員が指示した事項も併せ、所要の措置を講じてください。

なお、指導事項については、次回の実地指導監査等で改善状況を確認します。

記

- 1 監査年月日 平成 28 年 7 月 14 日 (木)  
平成 28 年 7 月 15 日 (金)
- 2 監査対象 社会福祉法人 恵徳会  
特別養護老人ホーム 恵昭園  
地域密着型特別養護老人ホーム アネックス恵昭園  
養護老人ホーム 双葉老人ホーム

社会福祉法人 恵徳会  
特別養護老人ホーム 恵昭園  
特別養護老人ホーム アネックス恵昭園  
養護老人ホーム 双葉

<指導事項>

1 法人運営

(1) 会計

競争入札を行うに当たっては、予定価格の設定を行ってください。

2 施設運営

(1) 給食

検食について、入所者の食事時間中に実施している事例がありました。検食は入所者の食事前に実施してください。(双葉)

(2) 利用者預り金・遺留金品

通帳の保管者が、届出印も持ち出せる状況となっていますので、内部けん制が機能するような適正な管理をしてください。(双葉)

(3) 職員処遇

ア 労働安全衛生規則第 43 条の規定により、雇入時の健康診断は、事業者が行うことになっていますので、就業規則第 7 条の「健康診断書」を削除してください。

イ 時間外勤務協定 (36 協定) について、遅滞なく所管の労働基準監督署に届け出てください。(双葉)

(4) 災害対策

地震や風水害等の自然災害を想定した防災訓練を定期的実施してください。

## 平成28年度 福岡県指導監査の実施に係る「指導事項の改善計画」

1. 口頭指導事項
  - 1 法人運営
    - (1) 競争入札を行なうにあたっては、予定価格の設定を行って下さい。
  - 2 施設運営
    - (1) 給食
 

検食について、入所者の食事時間中に実施している事例がありました。  
検食は入所者の食事前に実施して下さい。(双葉)
    - (2) 利用者預金・遺留金品
 

通帳の保管者が、届出印も持ち出せる状況状況となっていますので、内部けん制が機能するような適正な管理をして下さい。(双葉)
    - (3) 職員処遇
 

ア 労働安全衛生規則第43条の規定により、雇用時の健康診断は、事業者が行なうこととなっていますので、就業規則第7条の「健康診断書」を削除して下さい。  
イ 時間外労務協定(36協定)について、延滞なく所轄の労働基準監督署に届出て下さい。(双葉)
    - (4) 災害対策
 

地震や風水害等の自然災害を想定した防災訓練を定期的実施して下さい。

### 2. 改善計画

	(改善内容・改善時期等)
1 について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・三社による競争入札を行ったが、予定価格が定められていなかったため、以後は予定価格を定め入札を実施する。</li> </ul>
2 について	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 給食               <p style="margin-left: 20px;">平成28年7月15日の監査指導後から、全職員に指導あった事項を説明し翌日から、利用者の食事開始する30分前に検食を実施するようにしました。 ※業務全般を見直し、必ず30分前に検食が行える体制とした。</p> </li> <li>(2) 利用者預金・遺留金品               <p style="margin-left: 20px;">利用者の預金通帳と銀行印の保管について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の預金通帳の保管場所は、第1金庫(現在同様)の場所に保管し、預金通帳を持ち出す際は、必ず※別紙様式に持ち出す職員の氏名、日付持ち出しする事由を記載の上、事務長から施設長へ提出、決裁を受け、持ち出しする為の確認を得るようにします。</li> <li>・利用者の銀行印の保管場所は、第2金庫(現在同様)の場所に保管し、印鑑を持ち出す際は、上記の預金通帳と同様の取り扱いを行ないます。</li> </ul> </li> <li>(3) 職員処遇               <p style="margin-left: 20px;">監査指導後、法人理事会において、就業規則第7条の②については、削除しました。 ※ 平成28年7月27日 一部を改正、平成28年8月1日より適応 (改正済) 採用時の健康診断料については、施設負担とし実施している。</p> <p style="margin-left: 20px;">36協定書の提出については、提出期日表を作成の上、年度末に必ず確認を行い期日厳守として行います。 また、就業規則や給与規定等の諸規定関係の変更に際しては、理事会後、速やかに届出するよう心掛けます。</p> </li> <li>(4) 災害対策               <p style="margin-left: 20px;">平成29年度より、火災、地震のほか、風水害の災害予防に係るマニュアルを作成。双葉拠点では、毎年5月には、全職員を対象とした防災教育(火災、地震、風水害)を実施。また地域の方々と利用者や職員に対しては、毎年9月に防災教育を実施。更に火災訓練を年2回実施しているが、自然災害を想定した訓練は行えていなかったため、次年度からは、地震や風水害等の被害を特定した防災訓練は、防災委員会を通じ検討し、実施します。</p> </li> </ol>

(別紙) 様式 / 利用者預金に係る預金通帳、銀行印の持ち出し関係

記載年月日	平成 年 月 日 ( 曜日)
持ち出しする品目	<input type="checkbox"/> 預金通帳 <input type="checkbox"/> 銀行、 支店 (口座名: ) (口座番号: ) <input type="checkbox"/> 定期分 (小口現金引出分) / 個々の預金通帳の銀行名、口座名、番号は別紙一覧表のとおり <input type="checkbox"/> 銀行印 / <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 40px; display: inline-block; vertical-align: middle;"></div>
対象利用者の氏名	様
持ち出しする日時	平成 年 月 日 ( 曜日) 時 分
持ち出しする担当職員の職・氏名	(職種名) (職員名) 印
持ち出しする事由等	<input type="checkbox"/> 当該利用者の小口現金引出のため <input type="checkbox"/> 当該利用者の支払に係る事務業務のため (支払内容: ) <input type="checkbox"/> 上記以外 (事由を記載)

持ち出し前	提出日時	平成 年 月 日 ( 曜日) 時 分
	提出確認 (担当者)	(職種名) (職員名) 印

返 却	返却日時	平成 年 月 日 ( 曜日) 時 分
	返却した職員名	(職種名) (職員名) 印
	提出確認 (担当者)	(職種名) (職員名) 印

決 裁	施設長	事務長	事務員		持ち出し担当者

28 粕保福第 11100 号

平成 28 年 11 月 28 日

介護老人保健施設 若杉の里 管理者殿

福岡県粕屋保健福祉事務所長

(監査指導課)

平成 28 年度介護老人保健施設実地指導の結果について (通知)

介護保険法 (平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号) 第 24 条及び第 115 条の 33 の規定に基づき実施しました実地指導の結果について別紙のとおり通知します。

なお、今回は改善報告書の提出を要する指摘事項はありません。

1 実地指導施設名

介護老人保健施設 若杉の里

2 実施年月日

平成 28 年 9 月 6 日 (火)

3 通知文

別紙のとおり

〒811-2318 糟屋郡粕屋町戸原東 1-7-26

福岡県粕屋保健福祉事務所監査指導課

担当 橋本、川波

電話 092-939-1593 fax 092-939-1186

## 平成28年度実地指導事項

### 介護老人保健施設 若杉の里

(実施日 平成28年9月6日)

#### 1 文書指摘事項

#### 2 文書指導事項

#### 3 口頭指導事項

- (1) 最近の災害発生状況に鑑み、地震、がけ崩れ、火災等の非常災害に対する計画を施設の形状、立地や入所者の特性を加味し、より具体的で実践的な計画になるよう不断の見直しに努めてください。  
(平24条例55第17条(準用第5条))  
(平11厚令40第28条)  
(平12老企44第4の24)
- (2) 施設サービス計画の原案の内容について、文書により入所者の同意を得たことが明らかになるよう記録を残してください。  
(平24条例55第18条)  
(平11厚令40第14条第7項)  
(平12老企44第4の12の(7))
- (3) サービスステーションにある医薬品及び衛生材料の使用期限が切れていますので、感染防止の観点から、定期的に確認を行い衛生管理に努めてください。  
(平24条例55第18条)  
(平11厚令40第29条)  
(平12老企44第4の25)
- (4) 預かり金の管理において、貴施設の利用者預かり金金品管理規程第4条に定めるとおり、入所者の銀行印は事務長が保管するようにしてください。

## 平成28年度 実地指導の実施に係る「指導事項の改善計画」

### 1. 口頭指導事項

- (1) 最近の災害状況に鑑み、地震、がけ崩れ、火災等の非常災害に対する計画を施設の形状、立地や入所者の特性を加味し、より具体的で実践的な計画になるよう不断の見直しに努めてください。
- (2) 施設サービス計画の原案の内容について、文書により入所者の同意を得たことが明らかになるよう記録を残してください。
- (3) サービスステーションにある医薬品及び衛生材料の使用期限が切れていますので、感染防止の観点から、定期的に確認を行い衛生管理に努めてください。
- (4) 預り金の管理において、貴施設の利用者預かり金金品管理規程第4条に定めるとおり、入所者の銀行印は事務長が保管するようにしてください。

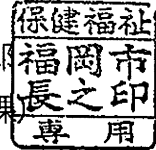
### 2. 改善計画

(改善内容・改善時期等)
(1) 平成29年度より、火災、地震のほか、風水害の災害予防に係るマニュアルを作成。 自然災害を想定した訓練は行えていなかったため、次年度からは、地震や風水害等の被害を特定した防災訓練は、防災委員会を通じ検討し、実施します。
(2) 施設サービス計画の同意については、家族が代筆した際は、利用者本人の氏名及び家族氏名に続柄を記載し対応します。
(3) 使用期限の切れていた注射針が1本あったため、早急に入れ替え以後は看護師にて随時使用期限切れがないかの確認を行います。
(4) 預り金金品管理規程第4条に定めるとおり、入所者の銀行印は全て、事務長保管とします。

保高第 1210 号  
平成28年11月30日

指定介護老人福祉施設 なの国 開設者 様  
管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎  
(保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課)



平成28年度 指定介護老人福祉施設実地指導（介護報酬関係）の結果について（通知）

標記のことについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第23条の規定に基づき、平成28年8月31日に実地指導（介護報酬関係）を行ったところ、おおむね適正な保険請求が行われていることが確認されました。

つきましては、今後とも入所者処遇等にかかる施設運営の適正化に努めていただきますようお願いいたします。